

2011年10月11日

長野県において福島県から避難している子どもの甲状腺検査に変化がみられた
とする報道についての学会声明

日本小児内分泌学会

理事長 横谷 進

理事 皆川真規

(震災小児甲状腺プロジェクトチームリーダー)

福島県内から長野県に避難した子どもの甲状腺に関連する血液検査で、「変化」がみとめられたとする報道が、一部の報道機関によりされています。毎日新聞（10月4日）には、次のように報道されています（毎日jpより引用）。「長野県松本市のNPO法人「日本チェルノブイリ連帯基金」（鎌田実理事長）と信州大医学部附属病院が、東京電力福島第1原発事故後に県内へ避難した福島県の子どもの検診し、130人中10人で、甲状腺ホルモンが基準値を下回るなど甲状腺機能に変化があったことが4日分かった。健康状態に問題はなく原発事故との関連は不明といい、NPOは「参考データがなく、長期の経過観察が必要だ」と話している。」

日本小児内分泌学会は、小児の甲状腺疾患の専門家が集まる学会として、この状況に対して多くの方々が適切に判断をしていただけるように、私たちが妥当と考える解釈について述べます。当学会では、検査を実施した信州大学医学部小児科から、個人情報削除した甲状腺に関連する実際のデータを受け取り、検討しました。

検討の結果、今回の検診でえられた「検査値の基準範囲からの逸脱」はいずれもわずかな程度であり、一般的な小児の検査値でもときにみられる範囲のものと判断しました。なお、現時点ではこれらの検査結果を放射線被ばくと結びつけて考慮すべき積極的な理由はないものと考えます。

どのようにして、こうした結論に至ったかは、以下のとおりです。

はじめに、「基準値」についての考え方です。検査値の「基準範囲」は多数の健康人の血液を調べて設定します。一つの検査方法で得られた数値を統計的に計算処理して「大部分の人がその中に収まる上下の値を基準範囲として設定する」ものですので、健康人でもその「基準範囲」から逸脱する人が少数存在することになります。逸脱の原因は、個人の体質や食生活などの違いに起因するものであったり、一過性の変動であったり様々です。こうした背景により「基準範囲」とは、一般の人の持つ「正常」というもののイメージには完全に合致

するものではありません。また、小児の場合、本来は各年齢や成長・成熟段階により変動する検査項目も多く、それらに応じた基準範囲の設定が、使用する検査法ごとに必要ですが、健康小児において血液などのサンプルをその目的で収集することが困難なために、厳密な意味での基準範囲の設定がなかなかできません。そのため、過去のデータや成人における基準範囲と比較して異常かどうかの判断をし、判断が困難な場合には少し時間をおいて再検査をした上で判断します。

個々の検査結果の判断について以下に述べます。

甲状腺ホルモン（遊離サイロキシン）が基準範囲を下回ったとされる 1 名のデータについて、基準範囲（1.00~2.00ng/dl とされる）をわずかに下回る程度 0.9~1.0ng/dl の範囲であり、また、甲状腺刺激ホルモンに異常をみとめないため、臨床的に問題にすべき逸脱として扱うことは適切でないと判断します。

甲状腺刺激ホルモンが基準範囲を上回ったとされる 7 名のデータについて、基準範囲が 0.2~4.0 μ IU/ml とされるのに対し、数値は 4.25~6.2 μ IU/ml であり、臨床的経験上甲状腺に病気をもたないお子さんでもときにみられる程度の逸脱です。このような場合は、再検査し、他の検査とも合わせて総合的に判断します。

サイログロブリンが基準範囲を上回ったとされる 2 名のデータですが、基準範囲が 0~78ng/ml とされるところ、110~200ng/ml です。この 2 名については甲状腺ホルモンと甲状腺刺激ホルモンの値は基準範囲内であり甲状腺機能異常とは言えません。サイログロブリン値については、時間をあけて再検査をするなどをしないと病的なものかどうかの判断はできません。この検査はもともと個人による検査値のばらつきが比較的多い検査でもあり、この検査値のみが「はずれ値」をとることに意味がみいだせないことがしばしばあります。この 2 名の家族に対して信州大学小児科が「1 回の検査で異常とはいえないので、地元の病院で再検査を受けてください」と説明した対応は適切と考えられます。

なお、放射線被ばくと今回みられた甲状腺関係の検査結果との関連については、それを否定できるほどの根拠はありません。しかし、これまでに知られていることは、被ばく後数か月という短期間に甲状腺疾患が発症するには、相当量の放射性ヨウ素の被ばくがなければ起きないということです。一方、これまで比較的高線量の被ばくの恐れがあるお子さんを対象として行われた被ばく線量測定の中で、ひとりも甲状腺機能に変化を起こすような高線量の被ばくは報告されていません。そうしたことを考え合わせると、今回の場合は、検査値のわずかな逸脱と放射線被ばくとを結びつけて考慮すべき積極的な理由は、ないものと考えます。

以上